

特定乳児等通園支援事業の
利用定員の設定について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

- ・こども誰でも通園制度とは、保育所、認定こども園などの教育・保育施設に入所していない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。
- ・月一定時間（上限10時間）の利用枠の中で、保護者の就労要件を問わず、柔軟に利用できる制度で、令和8年4月より全国で実施されます。
- ・実施方法は、定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れる「一般型」と保育所等の空き定員の枠を活用して受入れる「余裕活用型」になります。

乳児等通園支援事業の利用定員の設定について

- ・子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、乳児等通園支援事業の利用定員を定めようとするときは、同法第72条第1項の審議会（＝子ども・子育て支援会議）の意見を聴かなければならないとされています。

子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策について

※以下、第3期高知市子ども子育て支援事業計画より抜粋

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	①需要量（量の見込み）	-	41	40	39	38
	②供給量（確保方策）	-	59	59	59	59
	②-①過不足	-	18	19	20	21
1歳	①需要量（量の見込み）	-	24	23	23	22
	②供給量（確保方策）	-	81	81	81	81
	②-①過不足	-	57	58	58	59
2歳	①需要量（量の見込み）	-	15	16	16	15
	②供給量（確保方策）	-	74	74	74	74
	②-①過不足	-	59	58	58	59

令和8年度区域別内訳		東部	西部	南部	北部
0歳	①需要量（量の見込み）	18	18	4	1
	②供給量（確保方策）	24	20	15	0
	②-①過不足	6	2	11	▲1
1歳	①需要量（量の見込み）	11	11	1	1
	②供給量（確保方策）	33	27	21	0
	②-①過不足	22	16	20	▲1
2歳	①需要量（量の見込み）	6	8	1	1
	②供給量（確保方策）	30	25	19	0
	②-①過不足	24	17	18	▲1